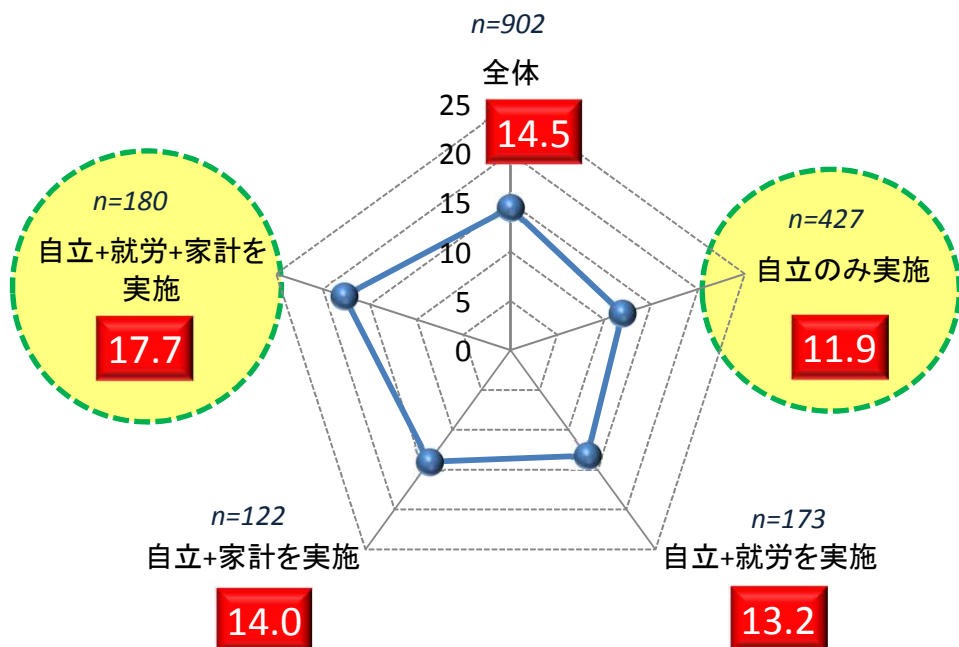


第7・8回部会における委員の 主な意見に対する考え方等について

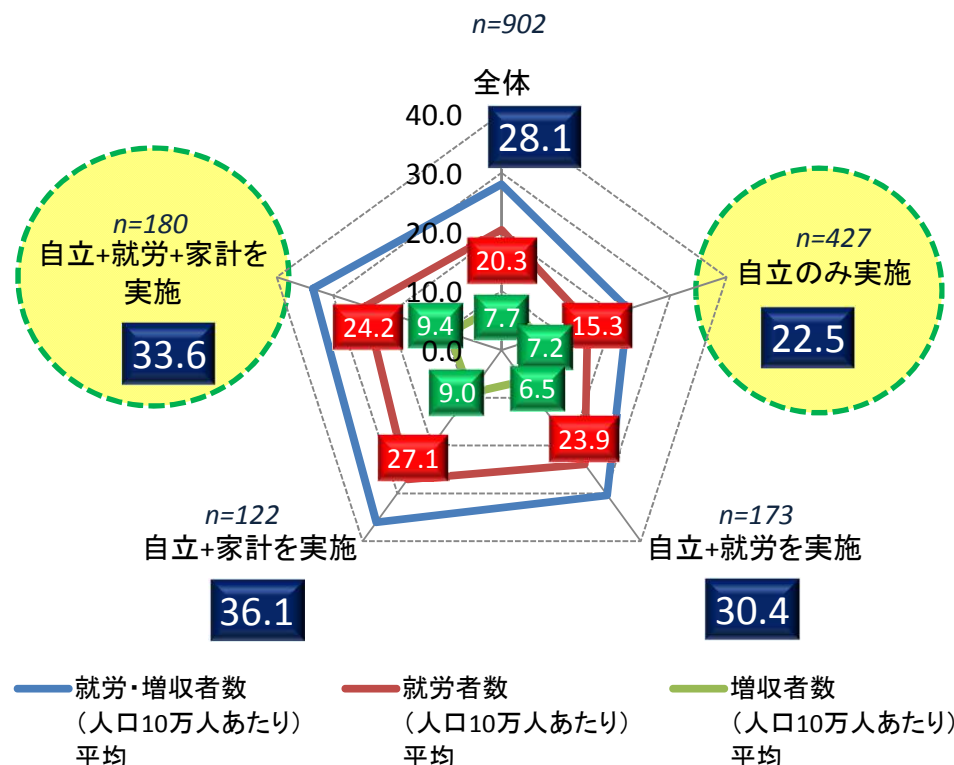
任意事業の実施状況と新規相談受付件数、就労・増収者数

- 任意事業の実施状況と新規相談受付件数の関係を見ると、自立相談支援事業とともに就労準備支援事業と家計相談支援事業を実施している自治体の方が、自立相談支援のみを実施している自治体と比べ、新規相談受付件数が多い。
- また、任意事業の実施状況と就労・増収者数の関係を見ると、自立相談支援事業とともに就労準備支援事業と家計相談支援事業を実施している自治体の方が、自立相談支援事業のみを実施している自治体よりも、就労・増収者数が多い。

任意事業の実施状況と新規相談受付件数(月ベース)
(人口10万人あたり平均)



任意事業の実施状況と就労・増収者数(年ベース)
(人口10万人あたり平均)



(出典) H28年度支援状況調査およびH28年度事業実績調査

情報の共有が有効だと考えられるケース

● 本人の同意がとれず他部局・機関と情報共有ができないケース

(例)

自立相談支援機関へ妻が相談する中で、夫の失業や借金・滞納による不仲、成人した子どものひきこもりなどの情報は断片的に確認できるが、妻の本人同意が得られないことにより、妻及びその家族の情報を関係機関と情報共有できないことから、支援が進まずに相談を繰り返すケース。

● 自立相談支援機関に相談にはきていないが他の様々な部局・機関に相談にきているケース

(例)

地域包括支援センターには要支援2の祖母のサービスを抑制したいとの相談、国保担当部署には保険料の滞納に係る相談、学校は子どもの不登校などを把握しており、困窮状態であるおそれのある世帯であるが、自立相談支援機関には相談がなされていないケース。

● 同一世帯の様々な人が様々な部局・機関に相談にきているが世帯全体として共有されていないケース

(例)

地域包括支援センターには高齢者の親からの息子世帯の家計の相談、住宅部局にはその家族の公営住宅の家賃滞納に関する相談、自立相談支援機関にはその成人の子どもが出身世帯の家計の相談がそれぞれなされているが、その家庭の情報が世帯全体として関係機関間で共有されていないために、困窮状況や緊急度合いに応じた関係機関の連携による支援が行えていないケース。

交通費を支給する取組について

- 就労支援において、就労準備支援事業や就労訓練事業へ通う場合や、ハローワークにおける求職活動や面接会へ参加する場合の交通費は、事業費の対象外となっているところ。
- しかし、社会福祉法人やNPOなどの民間団体や自治体においては、独自の財源を活用し、就労支援のための交通費の支給を実施している。これにより、利用者が継続的に支援が受けられるように配慮を行っている。

◆都道府県社会福祉協議会・社会福祉法人経営者協議会（神奈川県、大阪府、福岡県など）

- 社会福祉法人の地域貢献活動の取組として、急迫した困窮状態の者に対する経済的援助の一環として、就労支援に必要な交通費（ハローワークへの通所や面接を受ける場合等）の支給を実施している。
- 社会福祉法人等を経由して支給申請を行っており、緊急支援として実施するため、迅速な支給決定が可能。

◆NPO法人 ユニバーサル就労ネットワークちば

- 平成28年度より、「中央ろうきん若者応援ファンド」の助成を受けて「チャンス創造ファンド」を設立し、29年度より、就労準備支援事業の利用者（年齢は15歳～約40歳の若年層）を対象に、モデル的に交通費の支給を実施。
- 給付範囲は、就労体験など準備のメニューを利用するために事業所に通う場合やハローワークへの通所、採用面接や説明会に行く交通費、さらに働き始めてから初任給が出るまでの期間の通勤費などとしている。

◆神戸市

- 就労準備支援事業・子どもの学習支援事業・認定就労訓練事業の利用者を対象として、1か月あたり15,000円を上限として交通費の支給を行っている。（財源は市の単独経費）
- 対象者は、市に対して補助金の交付申請書を提出し、支給決定を受ける必要がある。支給期間は、自立相談支援機関が作成したプランに定める支援期間が終了するまでとし、延長支給も可能。

いわゆる「8050」世帯に至る主な例

○いわゆる「8050」世帯とは、一般に「80代の高齢の親と単身で無職の50代の子どもが同居している困窮世帯」を指すが、そのような世帯に至る主な例としては、以下のとおり。

- 中高年以降の失業等に伴うケース

子どもの中高年以降の失業・病気等不安定な就労等の状態により、親の経済力に依存せざるをえないケース、また、場合によっては、子どもが家にいることで親自身の健康不安が和らぎ子どもへ精神的に依存することで共依存となっているケース

- 親の介護に伴うケース

親の介護ニーズが高まることにより、子どもの世代が仕事との両立が難しくなり、離職などの形で不安定な生活に陥るケース

- ひきこもりに伴うケース

就職時の失敗、職場になじめない、世帯が地域から孤立していること等により、あるいは、重なり合うことで、様々なライフステージからひきこもりの状態に陥ってしまうケース

(参考)

・ひとりぼっちをつくらない[コミュニティソーシャルワーカーの仕事](勝部麗子氏 社会福祉補人全国社会福祉協議会 2016年6月10日)

・厚生労働省 平成28年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業「長期高齢化したひきこもり者とその家族への効果的な支援及び長期高齢化に至るプロセス調査・研究事業 報告書」(特定非営利活動法人 KHJ全国ひきこもり家族会連合会 平成29年(2017年)3月)